

全国労働組合総連合との会見概要

日時：平成 25 年 6 月 27 日（木）17:40～18:10

場所：内閣府本府庁舎 227 会議室

出席者：（事務局）川淵幹児 審議官 以下 計 3 名

（全労連公務員制度改革闘争本部）

小田川義和本部長（全労連事務局長）、黒田健司事務局長（全労連常任幹事）、岡部勘市闘争委員（国公労連書記長）、今谷賢二闘争委員（全教書記長）、柴田英二自治労連副委員長

議題：「今後の公務員制度改革について（案）」

概要：事務局から国家公務員制度改革推進本部において決定予定の「今後の公務員制度改革について（案）」の説明をした後、全労連から質問及び意見を受けた。双方の主な発言は、以下のとおり。

<全労連>

- 国家公務員制度改革基本法にもある労働基本権への言及がない。基本法 12 条には明確に書かれているが、都合の悪いところは、やらないのか。また、このような問題を含む決定を政府がする際には当事者である労働組合との交渉・協議が行われてきたが、一方的な説明で終わらせようとしていることには、強く抗議したい。
- 誰を見て公務員制度改革をしようとしているのか。この案はごく一部の職員しか相手にしていない。現場の職員への目配りがなければ、労使関係は不安定になる。再考を求める。
- 基本法の都合の良いところだけつまみ食いして決定することは到底納得できない。具体的法案の策定に向けた作業の中で、十分に実質的な議論を求める。また、例えば給与カーブは人事院の所管であり、使用者である政府が本部決定でタガをはめるのも納得できない。人事評価制度も問題点が多く、しっかりとした検証と抜本的な見直しが必要である。
- H19 年の閣議決定に戻るといふ流れは危惧を抱かざるを得ない。労働基本権が障害となるというような議論は地方自治体では起きていない。前向きな議論が必要である。
- これまでのお互いの議論の経過をどう踏まえるのか、自律的労使関係にかかわって時間を費やして努力をしたことがどうなるのかというのが率直な思いである。第一線で頑張っている公務員に対して励ましになる方向を示すべきである。

<事務局>

- みなさんの意見は受け止める。基本法の課せられた責務については、当初想定していた 5 年が過ぎるが、基本法が廃止されるわけではなく、政府として進めていく。政府の責務は残っており、丁寧に話をしていくことも含まれると考える。
- 早急かつ丁寧に検討していくこととなるが、時間的な面ではかなり急いでやらなければならない。対話を積み重ねていきたい。

以上